

平成 21 年 7 月 24 日
監 査 事 務 局

問 い 合 せ 先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7011

下水道局における作業服等の購入にかかる契約の変更に伴う費用の支出を
裁量権の逸脱であるとしてその返還を求める住民監査請求の監査結果について

東京都監査委員職務執行者	こいそ	明
同	名 取	憲 彦
東京都監査委員	三 栖	賢 治
同	筆 谷	勇 子
同	金 子	庸 子

第 1 請 求 の 受 付

1 請 求 人

世田谷区 後 藤 雄 一

2 請 求 の 提 出

平成 21 年 5 月 26 日

3 請 求 の 内 容

(1) 主張事実

ア 下水道局は、平成 20 年 5 月、以下の作業服の購入を決定し、以下の契約（以下「本件変更前契約」という。）をした。

起案番号	起案決定	納入予定	決定権者	作業服／名称	注文数
20 下職人 第 143 号	平成 20.5.12	平成 20.12.19	局長／前田	作業服－上	6,790 枚
				作業服－下	8,310 本
20 下職人 第 144 号	平成 20.5.12	平成 20.12.19	職員部長／阿部	内勤作業服	1,770 枚
20 下職人 第 145 号	平成 20.5.12	平成 20.12.19	職員部長／阿部	防寒服	4,300 枚
20 下職人 第 273 号	平成 20.6.18	平成 21.2.27	局長／前田	夏作業服－上	8,310 枚
				夏作業服－下	8,310 本

イ しかし、作業服完成後、下水道局とかかれたワッペンが規定のデザインと違

うことが判明した。

ウ そこで、新たにワッペンを作り直し、古いワッペンを取り外し、正しいデザインのワッペンに付け替えた。

エ 当然、購入費用は、下記のとおり 3, 4 6 0 万 2, 4 3 5 円増えた。

(単位：円)

起案番号	起案決定	当初契約額	変更後の契約額	差引増額金額
20 下職人 第 143 号-2	平成 20. 12. 5	68, 338, 305	82, 574, 940	14, 236, 635
20 下職人 第 144 号-2	平成 20. 12. 5	14, 693, 301	18, 131, 526	3, 438, 225
20 下職人 第 145 号-2	平成 20. 12. 8	55, 083, 000	62, 848, 800	7, 765, 800
20 下職人 第 273 号-2	平成 20. 12. 5	74, 952, 045	84, 113, 820	9, 161, 775
合 計		213, 066, 651	247, 669, 086	34, 602, 435

オ 本件支出の原因は以下の 2 つであると思料する。

(ア) 本件変更前契約の仕様書には、変更前のデザインで正式に業者と契約を結んでいる。

よって、本件変更前契約の起案を行った職員、つまり、局長及び職員部長の違法・不当な契約、及び裁量の逸脱が本件支出の原因となっている。

(イ) 本件変更前契約のワッペンの作り直し、及び縫い直しの必要性の有無の判断である。

作り直しの判断をしたのは、起案文書によると職員部長である。

新聞報道等によると、全都庁のデザイン等を所管している都庁の担当者は、相談してもらえれば、変更前のデザインでも可という判断をしているようである。

上記判断が正しいのであれば、職員部長の裁量の逸脱が本件支出の原因となる。

しかし、職員部長がワッペンのデザインを作り直すと判断した際、費用が 3, 4 0 0 万円かかることから、最高責任者である下水道局長の判断があったことは明白である。

よって、作り直すことが今回の支出の原因と判断すれば、現局長及び職員

課長の裁量の逸脱と考える。

(2) 措置請求

本件支出に関係した前下水道局長、現下水道局長及び職員部長の責任で本件支出を返還させるよう求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

下水道局における、平成20年度の作業服、内勤作業服、防寒服及び夏作業服の購入にかかる契約の変更に伴う費用の支出（以下「本件支出」という。）を監査対象とした。

2 監査対象局等

下水道局を対象とした。

また、東京都下水道サービス株式会社代表取締役社長（平成20年6月30日まで下水道局長。以下「本件前局長」という。）、前下水道局長（平成20年7月1日から平成21年7月15日まで下水道局長。以下「本件局長」という。）、下水道局総務部長（平成20年7月16日から現職。以下「本件総務部長」という。）、議会局管理部長（平成21年3月31日まで下水道局職員部長。以下「本件職員部長」という。）、議会局管理部広報課長（平成20年7月15日まで下水道局職員部労務課長。以下「本件前労務課長」という。）、下水道局職員部労務課長（平成20年7月16日から現職。以下「本件労務課長」という。）、環境局自然環境部緑環境課長（平成21年7月15日まで下水道局総務部広報サービス課長（以下「本件広報サービス課長」という。）及び下水道局職員部労務課課長補佐（福利係長）（以下「本件福利係長」という。）並びに生活文化スポーツ局（以下「本件関係局」という。）に対し、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申出があったため、実施しなかった。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

また、平成21年6月17日に、下水道局職員の陳述の聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 下水道事業について

都の下水道事業は、区域内の下水の排除及び処理を行うために地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定が適用される事業として設置された都が経営する地方公営企業（東京都地方公営企業の設置等に関する条例（昭和 41 年東京都条例第 147 号）第 1 条第 7 号）である。その業務を執行させるため、都には管理者が置かれ（地方公営企業法第 7 条及び東京都公営企業組織条例（昭和 27 年東京都条例第 81 号）第 2 条）、当該管理者の権限に属する事務を処理させるための組織として下水道局が置かれている（地方公営企業法第 14 条及び東京都公営企業組織条例第 1 条第 3 号）。

(2) 被服購入にかかる手続について

監査対象局では、作業服等の被服の購入にかかる手続を次のように定めている。

ア 事務分掌

職員の被服の管理も含め、福利に関することは職員部労務課が、同部にかかる予算統制に関することは同部人事課が、それぞれ分掌する（東京都下水道局分課規程（昭和 37 年下水道局管理規程第 1 号）第 3 条）。

イ 制式の決定

職員部長が、被服の形状、色相、寸法及び素材（以下これらを「制式」という。）を定める（東京都下水道局職員被服貸与規程（昭和 39 年下水道局管理規程第 8 号）第 6 条）。

ウ 購入の決定

予定価格が 6,000 万円以上の被服の購入は局長が、予定価格が 300 万円以上 6,000 万円未満の被服の購入は職員部長が、それぞれ決定し、契約の締結を経理部長に請求する（（東京都下水道局処務規程（昭和 37 年下水道局管理規程第 3 号）第 7 条及び第 8 条並びに東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程（昭和 41 年下水道局管理規程第 34 号）第 12 条））。

エ 契約の締結

予定価格が 300 万円以上の被服の購入にかかる契約は経理部長が締結する（東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程第 15 条並びに東京都下水道局処務規程第 7 条及び第 8 条）。

オ 検査

被服の購入契約にかかる履行確認の検査は経理部長が行う。経理部長は、必要があるときは、当該検査を職員部の所属職員に行わせることができる（東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程第23条及び第24条）。

カ 支出命令

債務の確定した被服の購入契約にかかる支払伝票は、職員部人事課長が発行する（東京都下水道局会計事務規程（昭和41年下水道局管理規程第30号）第10条）。

キ 審査確認及び支出

経理部長は、支払伝票を受けたときは、法規及び関係書類に基づいて当該伝票を審査し、これを執行する（東京都下水道局会計事務規程第21条及び第54条）。なお、一件の事案の支払金額が1億円未満の支払伝票については、同部会計課長が当該伝票を審査し、これを執行する。（東京都下水道局処務規程第8条第2項及び東京都下水道局事案決定実施細目）

（3）東京都基本デザインマニュアルについて

東京都基本デザインマニュアル（以下「本件マニュアル」という。）は、都のデザインや視覚イメージの向上のために有効に生かされることを期待して、平成元年6月に制定された都のシンボルマークを核とする基本デザイン要素について、その意図と使用方法の原則を解説した冊子であり、冒頭、「基本デザインマニュアルとは」と題して、次の記述がある。

このマニュアルは、シンボルマークを核とする基本デザイン要素について、その意図と使用方法の原則を解説したものです。基本デザイン要素とは、シンボルマークやロゴタイプ、シンボルカラー等、新しい東京都の視覚イメージを形成する基本要素のことをいいます。

このマニュアルの前半では、各要素の意図や使用における約束事等について述べ、後半では各要素の組み合わせ方を解説しています。

使用における約束事については、あくまで基本とするもので、場合によっては例外もありえることは否めません。ただし、新しい東京都のイメージを統一し、効果的に伝達するため、できるだけこのマニュアルによって使用してください。

なお、本件マニュアルでは、37ページにおいて、「シンボルマークとロゴタイプを組み合わせる場合、正しく組み合わせないと、統一した、トータルな視覚イメージ形成がなされない場合があります。」と記載され、ロゴタイプに下線を引いたものを、ロゴタイプに他の要素を加えるものとして、誤りやすい使用例の一つとしている。

(4) 本件支出について

本件支出金額については、表1のとおりである。

(表1) 作業服等にかかる契約金額

(単位：円)

項 目	当初金額	変更後金額	増加額（本件支出金額）
作 業 服	68,338,305	82,574,940	14,236,635
内勤作業服	14,693,301	18,131,526	3,438,225
防 寒 服	55,083,000	62,848,800	7,765,800
夏 作 業 服	74,952,045	84,113,820	9,161,775
合 計	213,066,651	247,669,086	34,602,435

2 監査対象局の説明

(1) 下水道局職員被服貸与について

下水道局職員部労務課は、東京都下水道局職員被服貸与規程に基づき、当局職員の被服貸与事務を所掌している。

(2) 貸与被服見直しの経緯について

下水道局は、同規程に基づき、局職員に被服を貸与している。

被服の制式（形状、色相、寸法及び素材をいう。）は、同第6条により、職員部長が別に定めることとしている。

これまで使用してきた被服の制式は、昭和54年に定めたものであるが、以下の効果を得るため、平成20年3月31日付で改定した。

第一に、局職員としての識別性の向上である。

これまでの被服に貼付されていなかった「東京都のシンボルマークと局名のロゴタイプを組み合わせたワッペン」を新たに貼付することで、局職員としての識別性を高め、オリジナルデザインを採用することにより悪質訪問業者対策にも資

する。

第二に、下水道局に対するイメージの向上である。

新しいデザインと明るい色調の被服とすることで、より一層お客さまに親しまれる下水道を目指す。

第三に、安全性の向上である。

被服に反射素材を使用することで、夜間作業における安全性の向上を図る。

(3) 本件監査請求に関する事実関係について

ア 変更前のワッペン策定の経緯

新たな被服の制式の決定に当たっては、局内に「貸与被服選定委員会（構成員数9名）」を設置し、デザイン等に対する調査・検討を行うとともに、職員に対するアンケート調査を実施した。

これらの検討経過を踏まえ、新たな被服について一旦成案を得たが、その後、被服に貼付するワッペンについて、汚水を浄化し清浄な水に戻すという下水道のイメージを表現するため、当初の本件マニュアルに沿ったワッペンに水色の波線を付すなどの変更を加え、決定権者である職員部長が制式を決定した。

イ ワッペンを変更した経緯

平成20年5月12日に、作業服、内勤作業服、防寒服について、また、同年6月18日に夏作業服について、東京都下水道局処務規程第8条に規定する決定区分に基づき、購入を決定した。

その後、都民の皆さま等に対し、被服の変更について周知を図ることを目的としたポスターを製作する過程で、変更前のワッペンが本件マニュアルに記載された「誤りやすい組み合わせ例」に該当し、局名ロゴタイプについても本件マニュアルとそごが生じていることが判明した。このことに関して、本件マニュアルを所管する本件関係局に対し、変更前のワッペンと本件マニュアルとの適合性について照会したところ、不適切な使用例である旨口頭で指摘を受けている。

当該被服は、一旦新たに作成すると、今後長期間使用し続けることになる。今回、ワッペンを変更することなく、次回の購入時に本件マニュアルに適合したワッペンを貼付した被服を作成した場合、不統一なデザインが長期間存在することになる。この結果、被服を見た都民は下水道局の職員であるかどうか、一見して判別できないこととなり、被服に対する都民の信頼が欠けることになる。

このため、局では、既にワッペンの縫付を完了している被服を含め、すべての被服のワッペンをマニュアルと適合したデザインに変更することとし、平成20年12月1日付で職員部長が決定した。

本件被服上下、3万7,790着の購入に要した経費は、当初契約金額2億1,306万6,651円に対し、上衣2万1,170着のワッペン変更により最終的に変更契約金額は2億4,766万9,086円となり、差し引き3,460万2,435円増加した。

(4) 本件請求人の主張について

請求人は、以下の2点について主張している。

ア 変更前のデザインで、契約の起案を行った職員、つまり、本件前局長及び本件職員部長の違法・不当な契約、及び裁量の逸脱が本件支出の原因となっている。

イ 変更前のワッペンを作り直すことが今回の支出の原因と判断すれば、本件局長及び本件職員部長の裁量の逸脱と考える。

よって、本件支出に関係した本件前局長、本件局長及び本件職員部長の責任で本件支出を返還させるように求める。

(5) 本件監査請求について

請求人の主張に対して、以下のとおり見解を述べる。

ア 本件購入手続きは、東京都下水道局契約事務規程（昭和41年下水道局管理規程第33号）に基づき、適正に行っている。

また、本件マニュアルは条例、規則、訓令等に当たらず、ワッペンのデザイン案が本件マニュアルに適合していないからといって法令違反とは言えないことから、本件契約の決定に基づく支出に違法性はないと考える。

なお、当初契約は、本件マニュアルに適合しないワッペンを貼付する内容となっているが、本件契約の目的は、被服を新たに作製することであり、当該目的を逸脱した支出ではないと考える。

イ 本件は、一旦作成したワッペンが本件マニュアルに反するものであることが判明したことから変更したものであるが、当該被服は、一旦新たに作成すると、今後長期間使用し続けることとなる。

今回、ワッペンを変更することなく、次回の購入時に本件マニュアルに適合したワッペンを貼付した被服を作製した場合、不統一なデザインのワッペンが長期間存在することとなる。この結果、被服を見た都民は下水道局の職員であ

るかどうか一見して判別できないこととなり、被服に対する都民の信頼が欠けることとなることから、追加支出を要するとしても、ワッペンを本件マニュアルに適合したものに変更することが必要であると考え、デザインを変更したものであり、裁量権の逸脱・濫用はなく、違法性はないと考える。

(6) 今後の対応について

新たに被服を製作する過程で、ワッペンの変更によって約3,400万円の追加支出を行ったが、このことは、効率性と経済性を追求すべき公営企業に相応しくない対応であった。都民の皆さまに心よりお詫びを申し上げたい。

今後、改めてコスト意識の徹底など、都民の皆さまの信頼回復に向け、全力で取り組んでまいりたい。

3 判 断

本件請求において請求人は、本件支出を裁量権の逸脱であるとして、その返還を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認及び監査対象局の説明並びに関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

(1) 本件支出にかかる制式の決定及びそれ以降の経過について

本件支出にかかる制式の決定及びそれ以降の経過について、監査対象局の説明、及び関係資料の調査に基づき、これをまとめると、以下のアないしスのとおりである。

ア 貸与被服選定委員会発足

昭和54年に定められた従来の作業服等の制式について、これを全面的に見直すため、本件職員部長、本件広報サービス課長等9人の管理職で構成された貸与被服選定委員会（事務局：職員部労務課福利係。以下同委員会を「本件PT」という。）が作られ、平成19年10月29日に第1回会合が開かれた。

イ 制式決定

制式を全面的に見直すために、専門のコンサルタントを入れて検討した結果、平成20年3月末までに、当該コンサルタントの提案を踏まえて、都のシンボルマークに、漢字の「東京都下水道局」のロゴタイプ及び当該漢字ロゴタイプの上部に英字の「BUREAU OF SEWERAGE」のロゴタイプをあしらったデザインのワッペン（縦：19mm、横：65mm。以下「当初ワッペン」

という。)を作業服等に縫い付けることとなった。

同年4月下旬に、本件前局長から本件職員部長に対して、当初ワッペンのデザインを改善するように指示があり、当該指示を受けて、本件職員部長の指示により、労務課において代替案を作成し、同月25日に、本件前局長の了解を得、本件職員部長において制式を決定した。このときのワッペンのデザインは、都のシンボルマークに、漢字でやや小さめの「東京都」のロゴタイプ、及び若干のスペースを空けて、漢字の「下水道局」のロゴタイプ並びに両ロゴタイプの下辺に汚水を浄化し清浄な水に戻す下水道のイメージを表す空色の波線をあしらったもの（縦：24.7mm、横：84.5mm。以下「波線付きワッペン」という。）であった。

ウ 購入決定

平成20年5月12日に、20下職人第143号により作業服の購入（予定価格：6,000万円以上）が本件前局長により、20下職人第144号により内勤作業服の購入（予定価格：300万円以上6,000万円未満）が本件職員部長により、20下職人第145号により防寒服の購入（予定価格：300万円以上6,000万円未満）が本件職員部長により、それぞれ決定され、経理部長に対して契約締結依頼がなされた。

また、同年6月18日に、20下職人第273号により夏作業服の購入（予定価格：6,000万円以上）が本件前局長により決定され、経理部長に対して契約締結依頼がなされた。

エ 幹部異動

同年6月30日付けで本件前局長が退職し、同年7月1日付けで本件局長が就任した。また、同月16日付けで本件前労務課長が異動し、本件労務課長が就任した。

オ 契約

上記ウを受けて、平成20年8月1日に、20下経契直第67号により作業服の購入契約（契約金額：6,833万8,305円）がA株式会社と、同年7月23日に、20下経契直第65号により内勤作業服の購入契約（契約金額：1,469万3,301円）が株式会社Bと、同年8月1日に、20下経契直第66号により防寒服の購入契約（契約金額：5,508万3,000円）が株式会社Cと、同年10月3日に、20下経契直第100号により夏作業服の購入契約（契約金額：7,495万2,045円）がA株式会社と、それぞれ

締結された。

カ 新たな作業服等の周知用ポスター案を説明する会議

新たな作業服等の試作品ができたことに伴い、同年１月２１日、本件局長、技監、総務部長及び総務課長に対して、職員部（本件職員部長、本件労務課長及び本件福利係長）が、新たな作業服等の周知用ポスターの案について説明をした。その際、作業服等に局名を明示するのは初めてであるため、ワッペンを強調するポスター案を作成していた。

この説明を受けて、本件局長は、ワッペンのデザインが変更になったことに気づき、波線付きワッペンのデザインが本件マニュアルに適合するかどうか、本件関係局に確認するよう総務部広報サービス課に指示した。

キ 本件関係局に対する照会

（ア）本件局長の指示を受けて、同日、本件福利係長及び総務部広報サービス課課長補佐が、波線付きワッペンのついた試作品の作業服を持って、本件関係局広報広聴部広報課の担当の係長に照会に行った。

（イ）その後、本件広報サービス課長が同課課長補佐と、本件マニュアルを所管する本件関係局の広報広聴部広報企画担当課長を訪れ、波線付きワッペンのデザインが本件マニュアルに適合するかどうかを確認し、同課長から回答があった。

（ウ）その数日後、本件総務部長が、本件関係局の広報広聴部長を訪れ、波線付きワッペンを付けた作業服等は、すでに作製中である旨を伝えた上で、再度本件マニュアルの解釈・運用を相談し、同部長から回答があった。

（エ）その後、本件関係局の広報広聴部広報企画担当課長が本件広報サービス課長を訪れ、本件総務部長に対する回答内容について改めて同課長に説明した。

ク 制式変更

上記キを受けて、波線付きワッペンのデザインを変更することとし、また併せて、作業服、内勤作業服及び夏作業服については、ワッペンの取付位置を変更することとし、同年１月２日に、本件職員部長において制式の変更を決定した。このときのワッペンのデザインは、都のシンボルマークと、漢字の「東京都下水道局」のロゴタイプを組み合わせたもの（縦：２８．７mm、横：８８．５mm。以下「変更後ワッペン」という。）であった。

ケ 契約変更

上記クを受けて、同月５日に、本件職員部長が作業服、内勤作業服及び夏作

業服の契約内容の変更を、同月 8 日に本件職員部長が防寒服の契約内容の変更を、それぞれ決定し、同日、作業服等の作製に当たる各業者の承諾を得た。

コ 検査、支出命令、審査確認及び支出

(ア) 作業服については、平成 20 年 12 月 12 日に、職員部職員を検査員として中間検査が行われ、本件職員部長が決定した。同月 26 日に職員部人事課長が支払伝票を発行し、経理部会計課長が審査確認し、平成 21 年 1 月 7 日に、当該支払伝票を執行した。

また、同年 2 月 25 日及び 3 月 19 日に、職員部職員を検査員として検査が行われ、本件職員部長が決定した。同年 3 月 30 日に職員部人事課長が支払伝票を発行し、経理部会計課長が審査確認し、同年 4 月 1 日に、当該支払伝票を執行した。

(イ) 内勤作業服については、平成 20 年 12 月 10 日に、職員部職員を検査員として中間検査が行われ、職員部人事課長が決定した。同月 26 日に職員部人事課長が支払伝票を発行し、経理部会計課長が審査確認し、平成 21 年 1 月 7 日に、当該支払伝票を執行した。

また、同年 2 月 25 日及び 3 月 19 日に、職員部職員を検査員として検査が行われ、本件職員部長が決定した。同年 3 月 30 日に職員部人事課長が支払伝票を発行し、経理部会計課長が審査確認し、同年 4 月 2 日に、当該支払伝票を執行した。

(ウ) 防寒服については、平成 20 年 12 月 17 日に、職員部職員を検査員として中間検査が行われ、本件職員部長が決定した。同月 25 日に職員部人事課長が支払伝票を発行し、経理部会計課長が審査確認し、平成 21 年 1 月 6 日に、当該支払伝票を執行した。

また、同年 2 月 25 日及び 27 日に、職員部職員を検査員として検査が行われ、本件職員部長が決定した。同年 3 月 5 日に職員部人事課長が支払伝票を発行し、経理部会計課長が審査確認し、同月 10 日に、当該支払伝票を執行した。

(エ) 夏作業服については、平成 21 年 3 月 9 日及び 19 日に、職員部職員を検査員として検査が行われ、本件職員部長が決定した。同月 30 日に職員部人事課長が支払伝票を発行し、経理部会計課長が審査確認し、平成 21 年 4 月 1 日に、当該支払伝票を執行した。

サ 事故監察

上記クにかかるワッペンの再作製による経費増(本件支出)の発生を受けて、東京都下水道局監察事務規程(昭和37年下水道局管理規程第22号)第4条に基づく服務監察(事故監察)の実施が平成21年1月23日に決定された。

同年3月2日から4日まで、本件職員部長、本件福利係長、本件前労務課長及び本件広報サービス課長に対して、事実を確認するため、事情聴取が行われ、その結果、本件職員部長及び本件前労務課長に対して訓告の措置を行うことが相当であると判断され、同月5日に本件職員部長に対する措置が、同月6日に本件前労務課長に対する措置が、それぞれ決定され、同月9日に両名に対して示達された。

シ 報道

平成21年4月10日に読売新聞朝刊において「都のワッペン2万枚却下 下水道局 作り直し3400万円」として報じられた。同日夕刊以降、他紙においても本件が報じられた。

ス 減給処分と訓告取消

平成21年4月17日に、知事から本件局長に対して、3月間給料5分の1を減ずる旨の懲戒処分が発令された。

同日付けで、本件職員部長及び本件前労務課長に対する訓告の措置が取り消された。

これらの経過は、関係人調査に基づく各関係人の説明とも符合しており、本件支出にかかる制式の決定及びそれ以降の経過は上記アないしスのとおりであったと認められる。

(2) 波線付きワッペンの決定及び変更後ワッペンへの変更について

本件支出は、上記(1)ク及びケのとおり、波線付きワッペンのデザインを、変更後ワッペンのものに変更したこと等に伴って生じている。

そこで、まず、波線付きワッペンの決定について、関係人調査、関係資料の調査等に基づき、以下のアないしキの事実を確認した。

ア 上記(1)ア及びイのとおり、本件PTが作られ、専門のコンサルタントも入れて検討が重ねられたこと。

イ 職員に対する着用試験やアンケート調査もなされた結果、平成20年3月の

時点で、三役（本件前局長、本件局長（当時は下水道局次長）及び総務部長）の了解の下、制式の成案を一旦得たこと。この時のワッペンは当初ワッペンであり、本件マニュアルに適合したデザインであったこと。

ウ その後、本件前局長の指示により、ワッペンのデザインを変更し、本件職員部長において制式を決定したこと。制式として定められたワッペンは、波線付きワッペンであったこと。

エ 本件マニュアルは、都のシンボルマーク、ロゴタイプ等の使用における約束事の基本を示したもので、例外も否定していないこと。

オ 当初ワッペンのデザインを、波線付きワッペンのものに変更したことについて、関係人は以下のように説明したこと。

（ア）本件前局長

当初、本件PTで検討した結果、平成20年3月末に示された当初ワッペンのデザインは、いささかサイズが小さく、水道局との見分けもつき難いため、4月下旬に、本件職員部長に対して、このままでは「東京都下の水道局」と読まれてしまうため、もっと局名を大きくし、下水道局とはっきりわかるようにする旨、指示をした。

その後、作業服の作製を所管する職員部労務課の本件前労務課長が本件福利係長とともに、課内で検討し本件職員部長の了解を得た案として波線付きワッペンのデザインを示して説明したので、了解した。

（イ）本件職員部長

平成20年4月下旬に、本件前局長から、「局名を大きく」、「下水道局とわかるように」との指示があり、本件前労務課長に指示したところ、3つほど案が示されたので、波線入りのものを選んだ。デザインについて直接同課長に指示はしていないと思う。

本件前局長からの指示であり、契約手続の期限が迫っていて急いでいたこともあって、選んだ案を本件前局長にだけ説明するよう指示した。

（ウ）本件前労務課長

平成20年4月下旬に、本件職員部長から、本件前局長の指示ということで、当初ワッペンのデザインについて、このままでは「東京都下の水道局」と読まれてしまうから、下水道局とわかるようにせよとの指示があった。同部長からは、トイレに貼付している下水道局のステッカーを参考にして波線を入れたらどうか、との提案があったように思う。

契約発注は目前に迫っていて、コンサルタント等へデザイン案の検討を依頼する時間がかけられない中で、やむなく課内で検討した複数の案を本件職員部長に提示した。その中から同部長が決めた一案を、同部長の指示で、本件福利係長とともに本件前局長に説明し、同局長の了解を得た。

本件前局長に説明に行くに際し、他の三役に説明しなくてよいかどうか本件職員部長に聞いたところ、今回の件は、本件前局長から出たものであるから、本件前局長に説明すればよい旨を言われた。

(エ) 本件福利係長

平成20年4月下旬に、本件職員部長から、当初ワッペンは小さくてよく見えないと本件前局長が述べている旨を言われたので、拡大して大きくしたものを同部長に持っていったところ、「これでは水道局と見間違えるのもっと工夫しなさい。」と言われた。

そこで、福利係の全員で考えた波線付きのものを、本件前労務課長と一緒に、改めて同部長に持っていったところ、「良い」ということになったので、同課長と一緒に本件前局長のところに行って、波線付きのものを示したところ、「よく考え、いろいろ工夫してくれたね。」と言われた。

カ 制式決定に当たって、ワッペンのデザインが本件マニュアルに適合するかどうかの検討について、関係人は以下のように説明したこと。

(ア) 本件前局長

ワッペンのデザインについて、本件PTでの検討過程でも特に議論になっておらず、本件マニュアルとの適合性についても報告はなかったことから、適合性について特に検討を指示してはいない。

(イ) 本件職員部長

波線付きワッペンのデザインが、本件マニュアルに適合するかどうかの検討はしていない。ただ、本件前労務課長が本件前局長の了解を得た後、広報サービス課に確認したと言っていた。

(ウ) 本件前労務課長

下水道局のCI (Corporate Identity) は総務部広報サービス課の所掌事項であり、CIにかかることを労務課だけで決めてよいかどうか懸念があったので、本件前局長の了解を得た後、本件広報サービス課長に、波線付きワッペンに変更になった旨を説明し、新たなデザインを示した。これが本件マニュアルに適合しないのであれば、同課長から指摘があるものと考えたが、

その後も特に指摘がなかったので、本件マニュアルにも適合しているものと考えた。当時すでに本件P Tは解散していたので、本件広報サービス課長には本件P Tのメンバーとしてではなく、C I担当の課長としてワッペンのデザイン変更の旨を説明した。問題が指摘された場合や当初から問題があると思っていたら自分でも調べていた。

(エ) 本件広報サービス課長

平成20年3月末の時点でワッペンのデザインについての相談は受けていない。本件P Tの会合に全て出席していたわけではないが、同P Tで、ワッペンのデザインについて議論になったということはないと思う。議論は、新たな作業服等の素材や色について主になされていた。

本件前労務課長から、平成20年4月下旬に、新たに波線付きワッペンに決まったというペーパーを見せられた覚えはない。また、ワッペンのデザインについて適否の判断をしたことはない。

(オ) 本件福利係長

波線付きワッペンの作成に際して、広報サービス課に相談はしていない。本件前局長の了解を得た後、本件広報サービス課に、「今度こんなエンブレムにする」と、見せに行った。

キ 作業服等の購入は、予定価格の別に従って、局長または職員部長において決定されていること。

各関係人の説明は、相互に概ね符合しているものと認められる。

これらのことから、次の一ないし四のことが認められる。

- 一 平成20年4月下旬に、本件前局長から本件職員部長に対して、当初ワッペンのデザインでは、「東京都下の水道局」とも読まれてしまうため、水道局と読み間違われのないようなデザインのワッペンとするように指示があったこと。
- 二 当該指示を受けて、本件職員部長の指示により、労務課において代替案を作成し、同月25日に、本件前局長の了解を得、本件職員部長において制式を決定したこと。
- 三 本件局長は、当初ワッペンの選定には関わっていたが、波線付きワッペンへの変更には関わっていないこと。
- 四 制式決定に当たって、ワッペンのデザインが本件マニュアルに適合するかどうかの検討は、特になされてはいないが、本件マニュアルは、都のシンボルマ

ーク、ロゴタイプ等の使用における約束事の基本を示したもので、例外も否定していないため、本件マニュアルとの適合・不適合は、そもそも問題とならないこと。

次いで、波線付きワッペンのデザインを、変更後ワッペンのものに変更したことに関して、関係人調査、関係資料の調査等に基づき、以下のクないしソの事実を確認した。

ク 平成20年7月23日以降、順次作業服等の購入にかかる契約が締結され、作製が始まったこと。

ケ 本件局長は、制式に採用されたワッペンが波線付きワッペンであることを知らなかったこと。

コ 新たな作業服等の試作品ができたことに伴い、平成20年11月21日、本件局長、技監、本件総務部長及び総務課長に対して、職員部（本件職員部長、本件労務課長及び本件福利係長）が、新たな作業服等の周知用ポスターの案について説明をしたが、この説明を受けて、本件局長は、ワッペンのデザインが変更になったことに気付いたこと。

サ 本件局長が、波線付きワッペンのデザインが本件マニュアルに適合するかどうか、本件関係局に確認するよう総務部広報サービス課に指示したこと。

シ 波線付きワッペンのデザインの本件マニュアル適合性についての本件関係局に対する照会に関して、関係人は以下のように説明したこと。

（ア）本件関係局の広報広聴部広報企画担当課長

a 照会を受けた当初は、新たなワッペンを作成するに当たって、事前相談を受けたと思ったため、下水道局から示されたワッペン（波線付きワッペン）のデザインは、「誤りやすい使用例」に当たり、好ましくない。本件マニュアルは約束事を定めたもので、例外もありうるが、可能であれば、修正も検討してほしい旨、回答した。

b この照会があった数日後、本件総務部長が本件関係局の広報広聴部長を訪れ、新たな作業服等はすでに作製中である旨の説明があった。これに対し、すでに作製中であるなら、とりあえず今のまま作製して、次回作製からマニュアルに適合したものにもすることもできる。マニュアルは約束事を定めたもので、例外もありうる旨、回答した。

c 上記bを受けて、本件広報サービス課長を訪れ、改めて上記bの趣旨に

ついて同課長に説明した。

(イ) 本件広報サービス課長

- a 本件関係局の広報広聴部広報企画担当課長から、以下の説明を受けた。
 - (a) ロゴタイプについては、やや小さいものの、許容範囲である。
 - (b) 波線については、本件マニュアルに示されている「誤りやすい使用例」に該当し、良いとはいえない。
 - (c) シンボルマークやロゴタイプは、商標登録しており、誤った使用例によって使用することで、更新審査で支障が出る可能性がある。このため、シンボルマークやロゴタイプは、本件マニュアルに沿って、厳密に運用しなくてはならない。
 - (d) 以前、本件マニュアルに示された「誤りやすい使用例」に該当する使用をしていたポスターについて刷り直しを行った事例がある。
- b 上記 a の回答を聞き、ことに商標登録の関係で影響が及ぶことに鑑み、本件マニュアルは遵守すべきものだとの心証を得、本件関係局からの回答を、本件総務部長及び本件局長に報告した。
- c 上記 a の数日後、本件関係局の広報広聴部広報企画担当課長が来局し、本件総務部長が本件関係局の広報広聴部長に照会した旨を説明し、続けて、波線入りワッペンのデザインは、「他の要素を加えない」とする誤りやすい使用例に該当し、良いとはいえないが、ロゴタイプに波線を加えたのではなく、単にデザインとして波線を描いたとして説明することが可能かどうかも含めて、下水道局において判断してほしい旨の説明があった。

(ウ) 本件総務部長

- a 本件広報サービス課長が本件関係局に確認したところ、基本的に誤った使用例である旨の回答を得た。
- b 上記 a を受けて、コスト増、技術的な支障、納期限等の課題を考慮して、波線だけを消す、波線部分にシールを貼るなど、波線をなんとかできないかいろいろ検討した。当初からワッペン作り直しありきであったわけではない。
- c 上記 b のように検討を重ねたが、作り直した場合のコスト増は、当初の段階でも 2, 0 0 0 万円を超えると見込まれた。そのため、本件マニュアルの解釈・運用で、何とかならないかと考え、旧知の本件関係局の広報広聴部長を訪ね、相談した。その際、同部長からは、もう一度検討してみる

旨の回答を得た。

d その後、本件広報サービス課長に対して本件関係局の担当課長から改めて以下の説明があった、と報告を受けた。

(a) 問題点は2点あり、1つ目の「東京都」の文字の大きさについては、70%までが基準であるが、ワッペンでは50%程度しかない。しかし、これは許容範囲だ。

(b) 2つ目の波線については、シンボルマークとロゴタイプを切り離して考える方法もある。

(c) シンボルマークやロゴタイプの使用について、本件マニュアルに適合するかどうか、本件関係局で協議を行っていないので、実際には例外の事例も生じている。

(d) シンボルマークやロゴタイプは、商標登録しており、誤った使用例によって使用することで、更新審査で支障が出る可能性がある。

e 上記dから受けた感触としては、本件関係局は、弾力的にいろいろと検討してくれてはいるが、○なのか×なのかというところでは、今ひとつわからないところがあった。しかし、全くダメというような感じではなかった。

(エ) 本件労務課長

本件関係局からは、波線入りワッペンのデザインは、本件マニュアルの「誤りやすい使用例」に該当し、本件マニュアルに適合しないが、最終的には局の判断だ、との趣旨の回答を受けたとの報告が本件広報サービス課長からあった。この報告を受けて、その旨を本件職員部長及び本件局長に報告した。

(オ) 本件職員部長

本件関係局への照会の結果、「東京都」のロゴタイプの下に波線が入るのはルール違反であり、限りなく黒に近いグレーであると回答された旨の報告があった。

(カ) 本件局長

本件関係局からは、次の趣旨の説明を受け、最終的には局の判断だ、との趣旨の回答を得たとの報告があった。

a ロゴタイプについては、やや小さいものの、許容範囲である。

b 波線については、本件マニュアルに示されている「誤りやすい使用例」に該当し、良いとはいえない。

- c シンボルマークは、商標登録しており、誤った使用例によって使用することで、更新審査で支障が出る可能性がある。このため、シンボルマークやロゴタイプは、同マニュアルに沿って、厳密に運用しなくてはならない。
- d 以前、同マニュアルに示された「誤りやすい使用例」に該当する使用をしていたポスターについて刷り直しを行った事例がある。

ス 本件関係局からの回答を受けた以降の下水道局の対応について、関係人は以下のように説明したこと。

(ア) 本件局長

- a 波線入りワッペンデザインの修正しないでこのまま作業服等を作製した場合、後日、本件関係局から、当該デザインは本件マニュアルに適合しない旨主張されると、修正のために一層のコスト増が見込まれるため、当該デザインが同マニュアルに適合していなくても、本件関係局が当該デザインを例外として了承している旨を同局に文書を以て回答してもらうよう指示した。

これを受けて、総務課長が本件関係局の担当課長に文書での回答を依頼したが、文書での回答は出せないということであった。

- b 本件関係局からの回答を受けて、本件マニュアルに適合させるべくペンキを塗って波線を消すといった方法など、コストをなるべくかけずに直す方法をいろいろ検討したが、作り直した場合のコスト増は、当初の段階でも2,000万円程度が見込まれた。そのため、ワッペン自体を剥がしてしまうということも検討したが、識別性を高めるため今回初めて局名を明示することとしたのに、ワッペンを剥がして貼付しないというわけにはいかなかった。

このように、ワッペンの作り直しに当たって、その方法等を種々検討したが、本件関係局からの明確な了承がなかったため、作り直さずにいく方法をとることができず、また、他局が本件マニュアルに適合したロゴタイプ等を使用している中で、下水道局だけが2万着もの誤ったロゴタイプ等を使用することに対する懸念もあった。

その結果、本件マニュアルに適合しない波線入りのロゴタイプを使用し続けるよりも、作り直すことにした。

- c 下水道局においては、汚職などの不祥事が以前発生していた中で、コンプライアンス（法令遵守）に対する意識が強かった。

本件においては、経済性（コスト増）とコンプライアンスの間で判断を迫られたものであるが、種々検討の結果、コンプライアンスに優先順位を与え、現段階で作り直した方が、結果的に後日の作り直しに伴う新たなコスト増を防ぐことができると考えた。

（イ）本件総務部長

- a 本件関係局からの回答を受けて、コスト増、技術的な支障、納期限等の課題を考慮して、波線だけを消す、波線部分にシールを貼るなど、波線をなんとかできないかいろいろ検討した。当初から、ワッペン作り直しありき、であったわけではない。
- b 上記 a のように検討を重ねたが、作り直した場合のコスト増は、当初の段階でも 2, 0 0 0 万円を超えると見込まれた。
- c 本件関係局とのやりとりを本件局長に報告したところ、波線入りワッペンのデザインを修正しないでこのまま作業服等を作製した場合、後日、本件関係局から、当該デザインは本件マニュアルに適合しない旨主張されると、修正のために一層のコスト増が見込まれるため、本件局長が、当該デザインが本件マニュアルに適合していなくても、本件関係局が当該デザインを例外として了承している旨を同局に文書を以て回答してもらうよう指示した。総務課長が本件関係局の担当課長に文書での回答を依頼したが、文書での回答は出せないということであった。
- d 本件関係局は、「最後は局の判断」と説明したと聞いているが、これは「直すか直さないかは局の判断」という意味で説明されたものと受け取っており、「本件マニュアルに適合しているか、いないか考えるかは局の判断」という意味で説明されたものとは受け取っていない。

それまでのやり取りを通して、全体として、本件関係局の説明から受けた印象は、波線付きワッペンのデザインは「最終的には認められない」というものであった。

- e ワッペンの作り直しに当たって、その方法等を種々検討したが、本件関係局からの明確な了承がなかったこともあり、平成 2 0 年 1 1 月下旬にいたり、本件局長が作り直しを決定した。
- f 下水道局においては、汚職などの不祥事が以前発生していた中で、コンプライアンスに対する意識が強かったように思う。

本件においては、経済性（コスト増）とコンプライアンスの間で判断を

迫られたものであるが、種々検討の結果、コンプライアンスに優先順位を与える方が、結果的に後日の作り直しに伴う新たなコスト増を防ぐことができると考え、コンプライアンスに優先順位を与えたものと考えている。

(ウ) 本件職員部長

本件関係局からの回答を受けて、事務的には、波線だけを消す案やこのまま使用する案など、手を尽くして検討した。しかし、波線入りワッペンのデザインはルール違反であるとの気分が強く、この点について将来的にルール違反として指摘されることも懸念し、コスト増とはなるものの、最終的には本件局長の判断として作り直しを決定した。

(エ) 本件労務課長

本件関係局からの回答を受けて、本件マニュアルに適合させるべくペンキを塗って波線を消すといった方法など、コストをなるべくかけずに直す方法をいろいろ検討した。ワッペン自体を剥がしてしまうということも検討したが、識別性を高めるため今回初めて局名を明示することとしたのに、ワッペンを剥がして貼付しないというわけにはいかなかった。また、他局が本件マニュアルに適合したロゴタイプ等を使用している中で、下水道局だけが統一性の欠けるロゴタイプ等を使用することに対する懸念もあった。その結果、被服は貸与されたのち、長く使用し続けることから、本件マニュアルに適合しない波線入りのロゴタイプを使用し続けるよりも、作り直すことを本件局長は判断した。

(オ) 本件福利係長

本件労務課長から、波線を消すことができるかどうか聞かれ、白色ペンキで上塗りする案、波線を削る案、波線にシールを貼る案等について、ワッペンのメーカーも交えて検討したが、ワッペンはシリコン製であり、水も油も吸わないため、ペンキやシールは採用できず、最終的には検討結果として、すでに縫い付けたワッペンについては一旦剥がして、再度新たなデザインのワッペンを縫い付けることを本件局長が判断した。

セ 同年12月1日に、ワッペンのデザインを変更し、また併せて、作業服、内勤作業服及び夏作業服については、ワッペンの取付位置を変更する旨の制式の変更を、本件職員部長において決定したこと。

ソ 同月5日に、本件職員部長が作業服、内勤作業服及び夏作業服の契約内容の変更を、同月8日に本件職員部長が防寒服の契約内容の変更を、それぞれ決定

し、同日、作業服等の作製に当たる各業者の承諾を得たこと。

各関係人の説明は、相互に概ね符合しているものと認められる。

これらのことから、次の一ないし八のことが認められる。

- 一 平成20年7月23日以降、各契約に基づいて、波線付きワッペンで作製していた作業服等について、同年11月下旬にいたり、波線付きワッペンのデザイン決定に関わっていなかった本件局長から、波線付きワッペンのデザインが本件マニュアルに適合しないのではないかと疑義が示されたこと。
- 二 このため、本件マニュアルを所管する本件関係局に照会したところ、同局からは波線付きワッペンのデザインは、本件マニュアルに示された「誤りやすい使用例」に当たり、好ましくないとの回答を得たこと。
- 三 当該回答を受けて、波線部分をペンキで上塗りする、波線部分にシールを貼る、波線部分を削る等、なるべくコスト増にならないように、波線付きワッペンを活かした是正方法について、ワッペンのメーカーも交えて種々検討し、併せて本件関係局に対して、本件マニュアルの解釈・運用で波線付きワッペンをそのまま使うことができないか、更なる検討を求めたこと。
- 四 本件関係局は、波線付きワッペンのデザインが、本件マニュアルに適合しているかいないか、または、適合していなくても本件マニュアルの例外として了承しているかいないかを、監査対象局に対して明確には示さなかったこと。また、過去に本件マニュアルに示された「誤りやすい使用例」に該当する使用をしていたポスターについて、刷り直しを行った事例があると監査対象局に説明したこと。
- 五 監査対象局が以下の点を懸念したこと。
 - (ア) 今回、波線付きワッペンを変更しなかった場合、後日、本件関係局から、波線付きワッペンのデザインが本件マニュアルに適合しない旨を主張された場合に作業服等を改めて再作製することの方が、作業服等を作製中の現時点でワッペンを作り直すより、却ってコスト増になってしまうこと。
 - (イ) 他局が本件マニュアルに適合したロゴタイプ等を使用している中で、自局だけが2万着もの誤ったロゴタイプ等を使用することになること。
 - (ウ) 次回の購入時に本件マニュアルに適合したワッペンを付けた作業服等を作製した場合、不統一なデザインのワッペンが並存することになること。
- 六 監査対象局は、最終的には、本件関係局は波線付きワッペンのデザインが本

件マニュアルに適合していないと考えているものと判断したこと。

七 上記一ないし六の結果、監査対象局においては、コスト増は避けられないが、波線付きワッペンを変更後ワッペンに作り直すことに決定したこと。

八 制式変更及び契約変更は、所定の手続を経ていること。

以上のことから判断すると、監査対象局においては、当初の制式決定の段階では、ワッペンのデザインが本件マニュアルに適合するかどうか、積極的には検討しないまま、波線付きワッペンとすることを決定したが、本件マニュアルは、都のシンボルマーク、ロゴタイプ等の使用における約束事の基本を示したもので、例外も否定していないため、本件マニュアルとの適合・不適合は、問題とはならないと認めることができる。

また、波線付きワッペン決定の際、その旨の説明が本件局長に対しては行われなかったため、後日、本件局長が、波線付きワッペンのデザインに対して疑念を持ち、本件関係局に対して重ねて検討を求めるとともに、コスト増を抑えるため、ワッペンのメーカーも交えた種々の検討を行った。しかしながら、本件関係局からの明確な了承がない中で、結果として、コスト増は避けられないが、波線付きワッペンを変更後ワッペンに作り直すことを、監査対象局として決定したと認めることができる。

本件支出は、ワッペン作り直しに伴って生じたコスト増ではあるが、監査対象局においては、本件関係局からの明確な了承がない中で、納期限等の制約の下、種々検討を行っている経緯等に鑑みれば、コスト増になったことをもって、ただちに裁量権の逸脱であるとまでは認められず、本件局長等に損害賠償責任があるとはいえない。

したがって、本件支出を裁量権の逸脱であるとする請求人の主張には理由がない。

ところで、本件コスト増が生じた要因としては、監査対象局において、結果的に内部の定めである本件マニュアルとの適合性を優先させる形で、ワッペンを作り直したことや、波線付きワッペンを決定した初期の段階で、本件マニュアルとの適合性を積極的に検討しなかったことが挙げられる。また、本件関係局の回答も、本件のようなコスト増を伴うものに対して、必ずしも明確であったとはいえない。

これらのことによって、結果として本件支出という多額の不経済支出が生じたの

であり、このことについては、別項のとおり意見を付する。

4 結 論

(1) 結論

本件支出を裁量権の逸脱であるとして、その返還を求める請求人の主張には理由がない。

(2) 意見

不経済支出の抑止は、行政運営の基本原則であり、何よりも優先させなければならない課題のひとつである。

監査対象局においては、コスト意識の強化をはじめ、実効ある再発防止策を講じて、全職員に徹底させるとともに、経済性、効率性等を十分考慮した的確な行政運営に努め、都民の信頼回復に全力を尽くされたい。

資料（東京都職員措置請求書等）

下水道局長、及び、本件財務会計責任者に関する監査請求書

請求の趣旨)

1. 下水道局は、平成 20 年 5 月 以下の作業服の購入を決定し以下の契約をした(以下「本件変更前契約」という)。

起案番号	起案決定	納入予定	決定権者	作業服/名称	注文数
20 下職人第 143 号	2008.5.12	2008.12.19	局長/前田	作業服-上	6790
				作業服-下	8310
20 下職人第 144 号	2008.5.12	2008.12.19	職員部長/阿部	内勤作業服	1770
20 下職人第 145 号	2008.5.12	2008.12.19	職員部長/阿部	防寒服	4300
20 下職人第 273 号	2008.5.12	2009.2.27	局長/前田	夏作業服-上	8310
				夏作業服-下	8310

2. しかし作業服完成後、下水道局とかかれたワッペンが規定のデザインと違う事が判明した。

3. そこで新たにワッペンを作り直し、古いワッペンを取り外し、正しいデザインのワッペンに付け替えた。

4. 当然、購入費用は下記の通り 34,602,435 円増えた(以下「本件変更後契約」という)。

起案番号	起案決定	当初契約額	変更後の契約額	差引増減額
20 下職人第 143 号-2	2008.12.5	68,338,305	82,574,940	14,236,635
20 下職人第 144 号-2	2008.12.5	14,693,301	18,131,526	3,438,225
20 下職人第 145 号-2	2008.12.8	55,083,000	62,848,800	7,765,800
20 下職人第 273-2 号	2008.12.5	74,952,045	84,113,820	9,161,775

	合計	213,066,651	247,669,086	34,602,435

5. 本件支出の原因は以下の2つであると思料する。

その1)本件変更前契約の仕様書には、変更前のデザインで正式に業者と契約を結んでいる。

よって、本件変更前契約の起案を行った職員、つまり、局長及び職員部長の違法・不当な契約、及び裁量の逸脱が本件支出の原因となっている。

その2)本件変更前契約のワッペンの作り直し、及び縫い直しの必要性の有無の判断である。

作り直しの判断をしたのは、起案文書によると職員部長である。

新聞報道等によると、全都庁のデザイン等を所管している都庁の担当者は相談してもらえれば「変更前のデザイン」でも「可」という判断をしているようである。

上記判断が正しいのであれば、職員部長の裁量の逸脱が本件支出の原因となる。

しかし、職員部長がワッペンのデザインを作り直すと判断した際、費用が3400万円かかることから、最高責任者である下水道局長の判断があった事は明白である。

よって、作り直すことが今回の支出の原因と判断すれば、現局長及び職員課長の裁量の逸脱と考える。

よって、本件支出に関係した前下水道局長、現下水道局長及び、職員部長の責任で本件支出を返還させるよう求める。

地方自治法242条1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を求める。

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

ア 下水道局一ワッペン間違い事件と題する資料の写し

イ シリコンワッペンと題する資料等の写し

ウ 作業服(上)の仕様を示す資料の写し

エ 20下職人第143号等の文書の抜粋の写し